

令和8年度
省エネ診断・排出量見える化等支援
事業費補助金 公募要領

《申請書受付期間》

- ・事業区分ア：令和8年4月20日（月）～令和9年3月1日（月）17:00まで
- ・事業区分イ及びウ：令和8年4月20日（月）～11月2日（月）17:00まで

《申請書類の入手方法》

申請書の様式は以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/carbonneutral/d00222092.html>

《お問い合わせ先及び申請書受付窓口》

和歌山県商工労働部 企業政策局 成長産業推進課 GX推進班

TEL:073-441-2354 FAX:073-432-0180

メール: e0631001@pref.wakayama.lg.jp

令和8年4月
和歌山県

1. 事業の趣旨

世界規模で進む脱炭素社会の実現に向けた動きを、単なる制約ではなく持続的な成長の機会と捉え、県内中小企業者等のビジネスチャンスの拡充や競争力の向上につなげていくため、県内企業が脱炭素経営の第一歩として取り組む「省エネ診断による効率化」から、「CO2 排出量の算定・見える化」、さらには外部評価を高める「認証取得」等に至るまでに要する経費の一部を予算の範囲内で補助します。

2. 補助対象者

次の各号に掲げる要件を全て満たすものを対象とします。

- (1) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業者と同等と認められる者（同条第2項に規定する大企業者に該当する者を除く。）であること。
- (2) 和歌山県内に有する事業所において、**3. 補助対象事業・要件**に規定する補助対象事業を実施する者であること
- (3) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
 - イ 政党その他の政治団体
 - ウ 宗教上の組織又は団体
 - エ 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

3. 補助対象事業・要件

- (1) 補助対象事業の内容

次のア～ウのいずれかの事業又はこれらの組合せを対象とします。

ア 省エネ診断事業

県内に所在する事業所において、エネルギー使用状況を把握し、省エネ出来る改善項目の提案を受ける取組

イ 排出量見える化事業

自社やサプライチェーン上のCO2排出量を、算定ツール等を用いて継続的に把握・管理する取組

ウ 認証取得・認知拡大等事業

脱炭素への取組を対外的に証明し、ビジネスチャンスの拡大につなげる取組

- (2) 補助対象事業の実施期間

- ・事業区分ア：令和8年4月1日（水）から令和9年2月28日（日）まで
- ・事業区分イ及びウ：交付決定の日から令和9年2月28日（日）まで

なお、発注、納入、検収、支払等の全ての事業手続きが事業実施期間内に完了する必要があります。

(3) 補助金を受ける要件

以下の表に示す事業区分ごとに定めるそれぞれの要件を全て満たす必要があります。

事業区分	事業名	補助要件
ア	省エネ診断事業	診断実施機関（※）による省エネ診断・伴走支援等を受けること。 ※診断実施機関 ① 一般財団法人省エネルギーセンター ② 経済産業省資源エネルギー庁が実施する「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」で採択された省エネお助け隊又は登録診断機関 ③ 上記①、②に掲げるもののほか、補助金の趣旨に照らして適正と知事が判断する者
イ	排出量見える化事業	以下のいずれか又はこれらの組み合わせを実施すること。 ① 組織単位の基本算定（Scope1 及び Scope2） ② サプライチェーン排出量の算定（Scope3） ③ 製品・サービス単位の算定（CFP：カーボンフットプリント）
ウ	認証取得・認知拡大等事業	以下のいずれか又はこれらの組み合わせを実施すること。 ① SBT、ISO14001、エコアクション 21 等の認証取得を目指すための目標設定を行うこと。 ② 自社で算定した排出量データの客観性を担保するための第三者検証や、それらを活用した対外的な情報発信を行う取組。 ③ 自社製品・サービスを低炭素なものとして差別化し、ブランド価値を高める取組。

注) 用語の定義

- ・ Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセス）
- ・ Scope2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
- ・ Scope3：Scope1、Scope2 以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）
- ・ CFP：製品単位で、製品のライフサイクル各段階での GHG 排出量を CO2 排出量に換算し合計したもの

4. 補助対象経費

補助対象事業を行うために直接必要な経費（次表参照）とし、本事業で使用されたことを証明できるものに限ります。また、国又は国の関連団体等から補助金の交付を受ける、

又は受けようとするときは、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除きます。

<p>支援機関等へ 支払う経費</p>	<p>①補助事業を実施するために必要なコンサルタントに係る経費 ②補助事業を実施するために必要な診断及び分析に係る経費（県内事業所における診断及び分析に限る。）</p> <p>※1 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることができます。ただし、1日当たりの謝金上限は5万円とします。※2の謝金単価に準じるか、依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得する必要があります。</p> <p>※2 専門家の謝金単価（消費税抜き）は以下の通りとします。 ・大学教授、弁護士、弁理士、公認会計士、医師等：1日5万円以下 ・准教授、技術士、中小企業診断士、ITコーディネータ等：1日4万円以下</p> <p>※3 応募申請時の事業計画の作成を支援した外部支援者に対する経費は、専門家経費の対象外とします。</p> <p>※4 診断及び分析に必要なデータ計測等に係る経費も対象となります。ただし、計測器等を自社で購入する費用は除きます。</p> <p>※5 認証機関等に直接支払う登録費用、監査費用、維持・更新費用等は補助対象外となります。</p>
<p>ソフトウェア等導入経費</p>	<p>補助事業を実施するために必要なシステムソフトウェア導入及びクラウドサービスの利用に要する経費（県内事業所における導入費用に限る）。</p> <p>※1 補助事業実施期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業実施期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出した額に限ります。</p> <p>※2 クラウドサービス利用に付帯する経費（プロバイダ契約料、通信料等）は補助対象外となります。</p> <p>※3 広告を行うための経費（ホームページ作成費等）は補助対象外となります。</p>

5. 募集について

(1) 募集期間

- ・事業区分ア：令和8年4月20日（月）～ 令和9年3月1日（月）17:00まで
- ・事業区分イ及びウ：令和8年4月20日（月）～ 11月2日（月）17:00まで

(2) 交付決定

先着順に審査を行い、予算の範囲内で採択します。採択事業者には文書で交付決定を通知します。

募集期間途中に予定採択件数に達した場合は、募集終了を成長産業推進課ホームページに掲載します。

なお、交付の決定に要する標準的な期間は、必要書類に不足・不備等がない場合、交付申請書類到着後4週間程度です。

6. 事業計画の変更等について（事業区分イ及びウのみ対象）

(1) 交付決定後において、変更、中止（廃止）、遅延等の可能性が生じた場合には、まず成長産業推進課にご相談ください。手続きの可否や申請書の記載方法等について指示します。

(2) 交付額の変更を伴う変更交付申請の期限は、令和8年11月2日（月）17:00までとします。なお、変更が生じた時点で、予算額に達している場合は、申請ができません。予算の状況は、成長産業推進課ホームページに掲載します。

7. 採択結果

申請者あてに文書でお知らせします。

8. 補助額

補助対象経費の1/2以内、1件あたり100万円を限度とします。

（千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とします。）

9. 申請方法

申請書類を電子メールにて下記提出先に提出してください。その際、件名に「(申請書) 令和8年度省エネ診断・排出量見える化等支援事業費補助金」と明確に記載してください。

【提出先】

メール: e0631001@pref.wakayama.lg.jp

「成長産業推進課 GX推進班」あて提出

10. 申請書類について

(1) 申請書提出期間

事業区分	申請期間	備考
ア	令和8年4月20日（月）～ 令和9年3月1日（月）17:00まで	事後申請（省エネ診断完了後に申請）
イ・ウ	令和8年4月20日（月）～ 11月2日（月）17:00まで	事前申請（交付決定後に事業着手）

(2) 提出書類

申請する事業区分に応じ、次の書類を提出してください。

<事業区分ア>

※「診断の受診・費用の支払」を完了させた後に、申請書類を提出してください。

- ① 補助金等交付申請書（別記第1号様式）
- ② 役員名簿（様式第3号）
- ③ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し）
個人事業主にあつては、直近の確定申告書の写し
- ④ 省エネルギー診断結果に係る報告書の写し
- ⑤ 省エネルギー診断に係る領収書の写し

<事業区分イ及びウ>

※必ず「交付決定」を受けてから、対象事業の契約・発注・支出を行ってください。

交付決定前に着手（契約・発注等）した経費は、補助対象となりません。

- ① 補助金等交付申請書（別記第1号様式）
- ② 事業計画書（様式第1号）
- ③ 収支予算書（様式第2号）
- ④ 役員名簿（様式第3号）
- ⑤ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し）
個人事業主にあつては、直近の確定申告書の写し
- ⑥ 経費の積算根拠が確認できる書類（見積書等）
- ⑦ その他知事が必要と認める書類

11. 実績報告について（事業区分イ及びウのみ対象）

事業区分イ及びウの補助事業者は、補助事業が完了した日から30日以内又は令和9年3月1日のいずれか早い日までに提出してください。

なお、事業区分アについては、交付申請時に実績報告を兼ねているため、本項の手続きは不要です。

【提出方法】

9. 申請方法と同様に電子メールとします。件名に必ず「(報告書) 令和8年度省エネ診断・排出量見える化等支援事業費補助金」と明確に記載してください。

【提出書類】

- ① 補助事業等実績申請書（別記第2号様式）
- ② 事業報告書（様式第8号）
- ③ 収支決算書（様式第9号）
- ④ 支出証拠書類の写し（契約書、納品書、請求書、振込受領書等）
- ⑤ 事業の成果物（CO2 排出量算定結果、支援実績報告書等）

12. その他

(1) 補助金の返還について

交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは補助金の一部又は全部を返還しなければなりません。

(2) 成果の取扱い

本補助事業の内容及び効果等について、公表する場合があります。

(3) 帳簿及び書類の保存

補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理してください。また、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存してください。

参考 <事業区分ア>事業全体スケジュール

スケジュール	補助事業者	県
○事業実施 令和8年4月20日(月)～ 令和9年2月28日(日)	省エネ診断受診 ↓	
○交付申請 令和8年4月20日(月)～ 令和9年3月1日(月)	交付申請 ↓	
○審査		→ 申請内容の審査 ↓
○交付決定	通知 ←	交付決定 ↓
○補助金の支払い	請求書の提出 ↓	→ 補助金の支払い
○帳簿及び書類保管	帳簿及び書類保管(5年間)	

参考 <事業区分イ及びウ>事業全体スケジュール

スケジュール	補助事業者	県
○公募期間 令和8年4月20日(月)～ 11月2日(月)	交付申請手続き (交付申請に必要な書類の提出)	
○審査		申請内容の審査 ↓
○交付決定 4週間程度で採択者に通知	通知 ←	交付決定
○事業開始 (交付決定後)	↓ 事業開始 (交付決定後) ↓ 契約・発注 ↓ 事業実施 ↓ 〔 変更交付申請 令和8年11月2日まで 〕 ↓	
○事業完了 令和9年2月28日まで	事業完了 (支援完了後、事業費の支払日をも って事業完了とします。)	
○実績報告 事業完了の日から30日以内 又は令和9年3月1日までの いずれか早い日まで	↓ 実績報告書の作成・提出	→書類審査等の実施 ↓
○補助金の支払い 令和9年5月上旬まで	↓ 精算払請求書の提出 ←	補助金額の確定 通知書 ↓
○帳簿及び書類保管	帳簿及び書類保管 (5年間)	→ 補助金の支払い